

2024年度

法律科目論述式試験② 問題

(民事訴訟法・刑事訴訟法・商法)

(試験時間 14:30～16:30 120分)

1. 受験にあたっての注意

- (1) 試験終了前に答案を完成させた場合であっても途中退出はできません。トイレ等による退出も休憩時間以外は、原則としてできません。試験時間中の無断退出は棄権とみなします。
- (2) 試験を途中で棄権する場合であっても解答用紙は回収しますので、解答用紙の試験会場からの持ち出しは禁止します。また、解答用紙は科目毎に1枚ずつ配布します。
- (3) 解答用紙及び試験用六法の受験番号欄と氏名欄については、黒のペンまたはボールペンを使用して記入してください。また、解答欄はHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、黒のペンまたはボールペンを使用して記入してください。
- (4) 机の上に置くことができるものは、受験票、黒のペンまたはボールペン（色の消えるものを除く）、HBの黒鉛筆またはシャープペンシル、ラインマーカーまたは色鉛筆、プラスチック製消しゴム、時計（時計機能だけのもの）、眼鏡、その他監督者が許可した物です。

2. 不正行為・迷惑行為の禁止

以下の行為があった場合は「失格」とし、その時点以降の受験はできません。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- (1) 試験中に他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- (2) 他人に代わって試験を受けた場合
- (3) 他人に対する迷惑行為を行った場合
- (4) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (5) その他の不正行為を行った場合

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

甲は、乙と共謀し、住居侵入、強盗致傷罪を犯したとして公訴提起された。

甲に対する公訴事実は、「被告人は、乙と共謀の上、強盗の目的で、令和4年9月11日午後2時35分頃、甲及び乙が、A市（以下略）V方に、火災報知器の点検を装って玄関から侵入した上、V（当時51歳）に対し、その両手首に粘着テープを巻き付け、包丁を差し向けて『殺すぞ。』と言いながら、手拳でVの顔面を殴るなどの暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して、V所有の現金200万円を強取し、その際、前記暴行により、同人に全治まで約7日間を要する顔面打撲傷及び両側手関節皮下出血の傷害を負わせた。」というものであった。

公判前整理手続で、甲の弁護人は、「被告人は、Vに対し、包丁を差し向けたり、『殺すぞ。』と言ったりしてはいない。」と主張した。これを受けて、検察官は、公訴事実を「被告人は、乙と共謀の上、強盗の目的で、令和4年9月11日午後2時35分頃、甲及び乙が、A市（以下略）V方に、火災報知器の点検を装って玄関から侵入した上、V（当時51歳）に対し、甲が、その両手首に粘着テープを巻き付け、乙が、包丁を差し向けて『殺すぞ。』と言いながら、手拳でVの顔面を殴るなどの暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して、V所有の現金200万円を強取し、その際、前記暴行により、同人に全治まで約7日間を要する顔面打撲傷及び両側手関節皮下出血の傷害を負わせた。」と変更する請求をし、これが認められた。

第1審裁判所は、Vの証人尋問等の審理の結果、なんらの手続を経ることなく、「被告人は、乙と共謀の上、強盗の目的で、令和4年9月11日午後2時35分頃、甲及び乙が、A市（以下略）V方に、火災報知器の点検を装って玄関から侵入した上、V（当時51歳）に対し、乙が、その両手首に粘着テープを巻き付け、甲が、包丁を差し向けて『殺すぞ。』と言いながら、手拳でVの顔面を殴るなどの暴行・脅迫を加え、その反抗を抑圧して、V所有の現金200万円を強取し、その際、前記暴行により、同人に全治まで約7日間を要する顔面打撲傷及び両側手関節皮下出血の傷害を負わせた。」旨の事実を認定し、罪となるべき事実としてその旨判示した。

【設問】

(1) 下線部に注目して問題点を指摘したうえ、(2) 裁判所が二重下線部のような認定をするために、訴因変更手続が必要かどうか論じなさい。

(80点)